

意 見 書

平成16年8月20日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

(郵便番号) 〒270-1166
(ふりがな) ちばけんあびこしあびこ
(住所) 千葉県我孫子市我孫子1847-6
(ふりがな) あびこししょうぼうほんぶ
(名称) 我孫子市消防本部
(ふりがな) めしあい せつお
(代表者名) 飯合 節夫
(電話番号) [REDACTED]
(メールアドレス) [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」に関し、
別紙のとおり意見を提出します。

意 見

第6章、第2節 国、地方公共団体の扱いについて

消防無線の電波利用料減免措置は、特に消防無線等は国民の生命、身体、財産の保護に係る高い公共性があることを重視して、地方公共団体等に財政的な負担を課すことにより、住民にとって不可欠な行政サービスの水準が結果として低下することを避ける観点から設けられたものである。この立法趣旨は現在でも何ら変わるものではないどころか、昨今の地方財政の逼迫状況を鑑みれば、減免措置を廃することにより、消防サービスの水準低下がより一層懸念される。

消防機関は、災害防除活動時に消防無線を必要最低限使用していることから、利用料の徴収が電波有効利用のインセンティブに必ずしも繋がるとは思えず、消防機関が電波を利用することにより便益を受けるのは国民であり、事業者が電波を利用することにより便益を受けるのは事業者自らである。

電波を公物ととらえ経済的価値を勘案した使用料を徴収する考えについて、災害防除活動を行う消防機関には、電波を使用することによる経済的価値は生じないといえる。

さらに、消防機関は、電波有効利用のために、多額の経費を要する無線のデジタル化に取り組んでいる中、新たな財政負担を強いることにより、デジタル化移行への遅れが懸念される。

このようなことからも、地方公共団体等の取扱いについては、現行どおり特例措置を継続していただきたく、意見を提出します。

意 見 書

平成16年8月20日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

(郵便番号) 〒270-1166
(ふりがな) ちばけんあびこしあびこ
(住所) 千葉県我孫子市我孫子1847-6
(ふりがな) にしうらうしょ
(名称) 西消防署
(ふりがな) おおい つくる
(代表者名) 大井 作
(電話番号) [REDACTED]
(メールアドレス) [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」に関し、
別紙のとおり意見を提出します。

意 見

第6章、第2節 国、地方公共団体の扱いについて

消防無線の電波利用料減免措置は、特に消防無線等は国民の生命、身体、財産の保護に係る高い公共性があることを重視して、地方公共団体等に財政的な負担を課すことにより、住民にとって不可欠な行政サービスの水準が結果として低下することを避ける観点から設けられたものである。この立法趣旨は現在でも何ら変わるものではないどころか、昨今の地方財政の逼迫状況を鑑みれば、減免措置を廃することにより、消防サービスの水準低下がより一層懸念される。

消防機関は、災害防除活動時に消防無線を必要最低限使用していることから、利用料の徴収が電波有効利用のインセンティブに必ずしも繋がるとは思えず、消防機関が電波を利用することにより便益を受けるのは国民であり、事業者が電波を利用することにより便益を受けるのは事業者自らである。

電波を公物ととらえ経済的価値を勘案した使用料を徴収する考えについて、災害防除活動を行う消防機関には、電波を使用することによる経済的価値は生じないといえる。

さらに、消防機関は、電波有効利用のために、多額の経費を要する無線のデジタル化に取り組んでいる中、新たな財政負担を強いることにより、デジタル化移行への遅れが懸念される。

このようなことからも、地方公共団体等の取扱いについては、現行どおり特例措置を継続していただきたく、意見を提出します。

意見書

平成16年 8月20日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

郵便番号 010-8570
あきたけんあきたしさんのう
住 所 秋田県秋田市山王4丁目1-1
あきたけんちじ てらた すけしろ
氏 名 秋田県知事 寺 田 典 城
電話番号 [REDACTED]
電子メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別紙

第6章 納付義務の範囲

P. 83より

第2節 「国、地方公共団体の扱い」に関する意見について

意見： 防災行政無線等の無線局からの電波利用料徴収には強く反対する。

理由： 国、地方公共団体で開設される各種無線局の中でも、防災行政無線・消防無線等の無線局は、災害や火災等の発生、或いは発生するおそれがある場合において、国民の生命、身体及び財産等の保護することを目的に開設されており、災害や有事における活動を行う上で、極めて公共性が高く、必要不可欠なものであります。

このような利用実態を踏まえた場合、国、地方公共団体における全ての無線局にも一定の電波利用料負担をすべきとする報告書（案）には、強く反対いたします。

については、防災や消防さらには有事の際に使用される無線局の電波利用料の徴収については、無料とされるよう要望いたします。

以上

意 見 書

平成 16 年 8 月 20 日

総務省総合通信基盤局

電波部電波政策課 様

(郵便番号) 979-1513

(ふりがな) ふくしまけんふたばぐんなみえまちおおあざきよはしあざおおぞえ

(住 所) 福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字大添 42

(ふりがな) ふたばちほうこういきしちょうそんけんくみあいしょうばうほんぶ

(名 称) 双葉地方広域市町村圏組合消防本部

(ふりがな) たてばやし みのる

(代表者名) 消防係長 館林 稔

(電話番号) [REDACTED]

(メールアドレス) [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意 見

消防機関が消防の事務の用に供する消防救急無線は、住民の生命、身体、財産を保護する法的な任務遂行を目的とする無線局であって、「潜在的電波利用産業」（流通・出版・建設等）あるいは「電波ニア産業」（携帯電話・放送関連等）とは、一線を画しており使用形態を考慮していただき「電波利用料の適用除外の継続」を切に要望するところです。

地方における町村の財政は、ここ10年厳しい状況が続いており、その中にあって消防特に救急業務の需要は確実に上昇し、住民への負託に応えるため限られた財政を有効活用しながらサービスの低下が起こらないよう努力しているところです。

災害出場した現場活動中の職員に瞬時に一斉連絡し、安全管理に努めなければならぬ状況も多々あり、そのような状況下の災害現場で使用する消防救急無線と一般業務での無線局と同じ扱いは避けるべきと考えます。現在、消防救急無線もデジタル化に向け諸準備を進めているところですが、切替に要する経費の捻出にも苦慮するところであり、この時期にあっての電波利用料の徴収は弱小消防本部の財政に大きな痛手となることは避けられない事実と思われます。是非、電波利用料の適用除外の継続を引き続き考慮されますようよろしくお願ひいたします。

様式1

意 見 書

平成16年8月20日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 あて

郵便番号 790-0811
(ふりがな) えひめんまつやましほんまち 6-6-1
住 所 愛媛県松山市本町6丁目6-1
(ふりがな) まつやまししょうぼうきょく
名 称 松山市消防局
(ふりがな) きょくちょう しげみ けんじ
代表者 局 長 重見憲司
電話番号 [REDACTED]
電子メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意 見

第6章 第2節 「国、地方公共団体の扱い」について

消防は、その施設及び人員を活用して火災又は地震等の災害による被害の軽減を遂行することによって、終局的に安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的としています。

消防機関の無線利用については、現在まで法令に基づき各消防機関が免許を得て、消防防災活動に効果をあげてきたところであります。

特に近年の各種災害は複雑多様化の一途をたどっており、電波を用いて映像・音声・信号等の情報を送受信する無線通信は、有線通信に対応するものとして大きな役割を果たしています。

現在消防無線は、現行法で電波利用料の適用が除外されており、これは当時、消防無線の特殊性を認知したものであると思われます。

このようなことから、無線通信に関する技術は進歩発展を遂げているものの、現在に至るまで、その運用形態はがら変わっていない消防無線は、今回の電波利用料制度の改定に伴い見直すべきではないと考えられ、現行のままで国民にも十分に理解が得られるものと思います。

また、今後、消防の常備化、広域化及び市町村合併並びに無線のデジタル化等により、各市町村は極めて厳しい財政運営となることから、これ以上の財政負担とならないよう電波利用料制度の「国、地方公共団体の扱い」については、現行の特例措置を継続していくだきたく、意見を提出します。

意 見 書

平成16年(2004)8月20日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

郵便番号 759-3112
住所 山口県阿武山万川町大字下田ノ万1036
団体名 田万川町
代表者氏名 田万川町長 尾木武夫
メールアドレス [REDACTED]

「電波行動利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」に関し別紙のとおり意見を提出します。

別 紙

本町において運用中の防災行政無線は、特に災害時において、有線が途絶した場合、欠くことのできない唯一の重要な情報伝達無線であり、この無線によって伝達される情報は町民の生命及び財産の維持確保、災害発生の未然防止に大きく寄与しており、公共かつ重要な無線であります。

つきましては、この無線に対する新たな電波利用料の負担増は、消防防災体制の確立、維持に影響し後退させるものと考えますので、現行のとおり減免措置を切に要望します。

様式 1

意見書

平成 16 年 8 月 20 日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

郵便番号 505-0392
(ふりがな) ぎふけんかもぐんやおつちょうやおつ
住所 岐阜県加茂郡八百津町八百津 3903-2
(ふりがな) やおつちょうちょう あかつかしんご
氏名 八百津町長 赤 塚 新 吾
電話番号 [REDACTED]
電子メールアドレス

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会
最終報告書（案）」に対する意見

当町は、岐阜県の東南部に位置し木曽川を中心に発展してきた山間地域で、丸山、兼山ダムの2ヶ所を有する水と緑豊かな農山村の町です。

本町において過去の災害を顧みるに、台風による風雨災害と豪雨による水害の発生が生じています。

これを基に地域に即した「八百津町防災計画」を立て平成4年度から情報伝達の方法に重点を置いた個別受信機システムを採用した防災行政無線を整備し、地域住民の皆様から高評をいただいております。

しかし、これらの設備機器については老朽化が進み、機器保守管理委託費や機器修繕費など維持管理費が年々増大しており、さらに、機器更新の時期を迎えるようとしていますが、本庁の財政面を考慮すると機器更新整備費を確保することが困難な状況となっています。

このため現行の機器を修繕しながら、もしものために備えていかなければなりませんので、管理費の増額は住民（国民）の負担増となりますので「電波使用料の現状維持」若しくは「電波使用料の免除」をお願いしたいと存じますので、ご意見申し上げます。

意見書

平成16年8月19日

総務省総合通信基盤局

電波部電波政策課 御中

(郵便番号) 294-0045

(住 所) 千葉県館山市北条1087-1

(ふりがな) あわぐんしこういきしちょうそんけんじむくみあいしょうばうほんぶ

(名 称) 安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部

(ふりがな) おおの つとむ

(代表者名) 大野 孟

(電話番号) [REDACTED]

(メールアドレス) [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用部会 最終報告書（案）」に
関し、別紙のとおり意見を提出します。

意 見

消防無線の電波利用料減免措置は、特に消防無線等は国民の生命、身体、財産の保護に係る高い公共性の認められる分野で、行政サービスの水準の維持が不可欠であることから設けられたものである。昨今の地方財政の逼迫状況を鑑みれば、減免措置を廃することにより、消防サービスの水準低下がより一層懸念される。

消防機関は、災害防除活動時に消防無線を必要最低限使用していることから、電波を利用することにより便益を受けるのは国民であり、利用料の徴収が電波有効利用のインセンティブに必ずしもつながるとは思えない。

電波を公物ととらえ経済的価値を勘案した使用料を徴収する考えについて、災害防除活動を行う消防機関には、電波を使用することによる経済的価値は生じないといえる。

さらに、消防機関は電波有効利用のために、多額の経費を要する無線のデジタル化に取り組んでいる中、新たな財政負担を強いることにより、デジタル化移行への遅れが懸念される。

このようなことからも、地方公共団体の取扱いについては、現行どおり特例措置を継続していただきたく、意見を提出します。

意 見 書

平成 16 年 8 月 18 日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

郵便番号 844-0027
(じゅうしょ)
佐賀県西松浦郡有田町西部甲 940
(ふりがな) ありたちくしょうばうほんぶ
氏名 有田地区消防本部
ショウボウチョウ やまだしげはる
消防長 山口 繁治
電話番号 [REDACTED]
電子メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別紙 1

「電波有効利用政策研究会 最終報告書(案)」
についての意見

我々消防本部が使用している消防無線は、災害時等においてその責務として住民の生命、身体、財産を保護する、又被害を軽減するための活動に使用するものであり、極めて高い公共性を有しております、電波利用料の特例措置の継続をお願い致します。

意 見 書

平成16年 8月20日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

(郵便番号) 〒327-0844
(ふりがな) とちぎけんさのしとみおかちょう
(住所) 栃木県佐野市富岡町1391
(ふりがな) さのちくこういきしょうぼうくみあい
(名称) 佐野地区広域消防組合
(ふりがな) くみあいちょう いいづかしょうきち
(代表者名) 組合長 飯塚 昭吉
(電話番号) [REDACTED]
(メールアドレス) [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」に関し、
別紙のとおり意見を提出します。

意 見

第6章、第2節 国、地方公共団体の扱いについて

消防無線の電波利用料減免措置は、特に消防無線等は国民の生命、身体、財産の保護に係る高い公共性があることを重視して、地方公共団体等に財政的な負担を課すことにより、住民にとって不可欠な行政サービスの水準が結果として低下することを避ける観点から設けられたものである。この立法趣旨は現在でも何ら変わるものはないどころか、昨今の地方財政の逼迫状況を鑑みれば、減免措置を廃することにより、消防サービスの水準低下がより一層懸念される。

消防機関は、災害防除活動時に消防無線を必要最低限使用していることから、利用料の徴収が電波有効利用のインセンティブに必ずしも繋がるとは思えず、消防機関が電波を利用することにより便益を受けるのは国民であり、事業者が電波を利用することにより便益を受けるのは事業者自らである。

電波を公物ととらえ経済的価値を勘案した使用料を徴収する考えについて、災害防除活動を行う消防機関には、電波を使用することによる経済的価値は生じないといえる。

さらに、消防機関は、電波有効利用のために、多額の経費を要する無線のデジタル化に取り組んでいる中、新たな財政負担を強いることにより、デジタル化移行への遅れが懸念される。

このようなことからも、地方公共団体等の取扱いについては、現行どおり特例措置を継続していただきたく、意見を提出します。

別添2

意見書

平成16年8月20日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

(郵便番号) 〒849-0915
(ふりがな) さがけんさがしひょうごまちおおあざふじのき
(住所) 佐賀県佐賀市兵庫町大字藤木947-2
(ふりがな) さがこういきしょうぼうきょく
(名称) 佐賀広域消防局
(ふりがな) ひさもとこうじ
(代表者名) 久本 浩二
(電話番号) [REDACTED]
(メールアドレス) [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」に関し、
別紙のとおり意見を提出します。

意 見

第6章、第2節 国、地方公共団体の扱いについて

消防救急業務については、国民の生命、身体、財産を保護するという住民に対し直接的でより身近な行政サービスであることはいうまでもない。

消防機関は、災害防除活動時に消防無線を必要最低限使用していることから、電波利用料を徴収することが、必ずしも電波有効利用の奨励、刺激に繋がるとは思えず、消防救急無線を使用することにより、住民の消防に対する期待に応えているところである。

よって電波利用料の徴収は住民に対する財政負担でもあり、さらには電波有効利用のために、多額の経費を要する無線のデジタル化に、逼迫した財政の中で取り組もうとしている中、消防無線の先行きが懸念される。

このようなことから、地方公共団体に対する無線利用料の取り扱いについては、現行どおりの特例措置を継続して頂きたく、意見を提出します。

意見書

平成16年8月19日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

(郵便番号) 〒679-2214

(ふりがな) ひょうごけんかんざきぐんふくざきちょうふくざきしん404-2

(住所) 兵庫県神崎郡福崎町福崎新404-2

(ふるがな) ちゅうばんしょうぼうじむくみあいしょうぼうほんぶ

(名称) 中播消防事務組合消防本部

(ふりがな) うらかみけんじ

(名称) 浦上健治

(電話番号) [REDACTED]

(メールアドレス) [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、
別紙のとおり意見を提出します。

別 紙

A案：現行どおり減免を行う。

消防無線は国民の生命、身体、財産の保護に係る高い公共性があります。一般の経済活動とは異なり消防機関が電波を利用することにより、便益を受けるのは地域住民であり、地方公共団体等に財政的な負担を課すことにより、住民にとって不可欠な行政サービスの低下を来たすことのないように、消防無線の減免措置を継続していただきたく、意見を提出します。

(様式1)

意見書

平成16年8月19日

総務省総合通信基盤局

電波部電波政策課 様

郵便番号 〒918-8237
(ふりがな) ふくいけんふくいしわだひがし
住 所 福井県福井市和田東2丁目2207番地
(ふりがな) ふくいちくしょうぼうほんぶ
名 称 福井地区消防本部
(ふりがな) むらなか あつし
代表者名 消防長 村 中 厚
電話番号 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、別紙の
とおり意見を提出します。

意 見

第6章 第2節 国、地方公共団体の扱いについて

消防無線については、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の灾害を防除し、及びこれらの灾害による被害を軽減するという消防の任務を遂行する上で、災害防除活動時、指揮命令の伝達、災害事案にかかる各種情報の交信（提供・収集）及び効率的な部隊運用を行うに重要かつ不可欠な通信手段となっている。

消防機関における無線利用については、緊急逼迫した災害対応時の必要最小限に留めており、その便益を受けるのは住民であり、電波利用で自らが弁護を受ける事業者とは性質を異にしている。

現行の減免措置についても、消防の任務が有している高い公共性を重視したものであると考える。

また、消防機関は、電波の有効利用のために、多額の経費を要する消防救急無線のデジタル化に取り組んでおり、新たな財政負担を強いられることで、住民に対する消防行政サービスの低下が懸念されるところである。

以上のことから、電波利用料にかかる地方公共団体等の取扱いについては、現行どおり特例措置を継続いただきたく、意見を提出するものです。

意 見 書

平成 16 年 8 月 19 日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

(郵便番号) 〒520-3024

(ふりがな) しがけん りつとうし おがき

(住所) 滋賀県 粟東市 小柿三丁目 1 番 1 号

(ふりがな) こなんこういきぎょうせいくみあい

しょうぼうほんぶ

(名称) 湖南広域行政組合消防本部

(ふりがな) しょうぼうちょうう なかのむねしろ

(代表者名) 消防長 中野宗城

(電話番号)

(F A X)

(メールアドレス)

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意 見

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」第6章、第2節 国、地方公共団体の扱いについて

消防無線の電波利用料について、消防機関は災害出動活動時に消防無線を必要最低限として使用している状況下であり、消防機関が電波を利用することにより利益を受けるのは、国民（住民）である。

電波を公共物ととらえ経済的価値を勘案した使用料を徴収する考えについては、災害出動活動を行う消防機関として、電波を使用することによる経済的価値は発生しないものと考えられる。

さらに、全国の消防機関は、電波有効利用のために、莫大な経費を要する無線デジタル化に全国消防長会を主として、機器実験・整備運用検討を協議進行している中、電波利用料の減免措置が廃止されるならば、新たな財政負担を強いることにより無線デジタル化移行に係る整備の遅れが危惧されることにより、最終的には住民に対するサービス低下を招くことになる。

以上のことから、「電波利用料」の地方公共団体等の取扱については、現行のとおり特例措置として「電波利用料減免措置」を是非とも継続していただきたく、意見を提出します。

F A X 送 信 表

16年 8月 19日

宛 先	〒399-0292 長野県飯綱郡富士見町番合10033-2 城跡広域消防 富士見消防署 TEL [REDACTED] FAX [REDACTED] E-mail [REDACTED]		
件 名	総枚数 (送信表含む)	部 署	管防第1係
電波有効利用政策研究会報告書(案)に係る意見募集について	1 枚	氏 名	窪 田 勤

お世話になります。

このことについて、当署では下記のとおり意見を提出しますのでよろしくお願いします。

記

※ 現行どおり減免を行う。

様式1

意見書

平成 16 年 8 月 18 日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 殿

郵便番号 319-2200

(ふりがな) いばらきけんなかぐんおおみやまちうばが
住所 茨城県那珂郡大宮町姥賀621

(ふりがな) おおみやちはうこういきくみあいしょうぼうほんぶ
しょうぼうちょう
すずき みのる
大宮地方広域組合消防本部
消防長
鈴木 実

電子メールアドレス
[REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書（案）」に関し、別紙のとお
意見を提出します。

「電波有効利用政策研究会、電波利用料制部会最終報告書(案)」に関する意見

「第2節 国、地方公共団体の扱いについて」に関し、次ぎの通り意見を提出します。

1 意見

- (1) 消防救急無線、水防無線については、現行どおり電波利用料を免除すべきと考えます。
- (2) 防災行政無線について、現行1／2免除から全額免除とすべきと考えます。

2 理由

(1) 1-(1)について

- ① 消防救急無線、水防無線は災害対応の非常通信であり「国民の生命、身体、財産の保護」に係る緊急かつ重要な無線通信であることから、電波利用料を免除すべきである。
- ② 特に山間部では、無線以外に通信手段がない場合もあり、消防救急無線、水防無線、防災行政無線は必要不可欠である。
- ③ 大規模災害時の消防救急活動は、市町村が一体となって活動するので、消防救急無線は有効である。

(2) 1-(2)について

- ① 都道府県及び市町村防災行政無線が、国民の生命等を保護するために必要不可欠なものであり、当該無線局は災害対策基本法に基づき設置されるもので、消防救急無線及び水防無線と同様に扱うべきであると考えます。

様式 1

意 見 書

平成 16 年 8 月 18 日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

〒849-1411

藤津郡塩田町大字馬場下甲 1769 番地

塩田町長職務代理者

塩田町助役 古賀 一也

TEL [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用科制部会 最終報告書（案）」に関し、
別紙のとおり意見を提出します。

地方公共団体に対する電波利用料の特例措置の継続について

- 当町において、防災行政無線は、電波逼迫帯域に属しており、防災行政無線を運用する上で、電波利用料の負担が大きくなります。
また、別帯域に移行する場合には、別途多額な施設整備費が必要となり、財政上極めて難しいものがあります。
- 防災行政無線については、性格上、災害時に防災機関がその責務として住民の生命、身体、財産を保護するための活動に使用するもので、不可欠な情報伝達手段で有り、極めて高い公共性を有しております。
- 当町では、財政運営が大変厳しい状況にあり、その中で電波利用の減免措置が廃止されることは到底容認できないものであります。
このような地域の事情を十分御賢察いただき、現行どおり電波利用料徴収を対象除外とされるようお願いします。

意 見 書

平成 16 年 8 月 19 日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

(郵便番号) 〒910-1133
(ふりがな) ふくいけんよしだぐんまつおかちょうかすが
(住所) 福井県吉田郡松岡町春日1丁目4
(ふりがな) よしだちくしょうぼうくみあいしょうぼうほんぶ
(名称) 吉田地区消防組合消防本部
(ふりがな) しょうぼうちょうなんぶひろし
(代表者名) 消防長 南部廣志
(電話番号) [REDACTED]
(メールアドレス) [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意 見

第6章、第2節 国、地方公共団体の扱いについて

消防無線の電波利用料減免措置は、特に消防無線等は国民の生命、身体、財産の保護に係る高い公共性があることを重視して、地方公共団体等に財政的な負担を課すことにより、住民にとって不可欠な行政サービスの水準が結果として低下することを避ける観点から設けられたものである。この立法趣旨は現在でも何ら変わるものはないどころか、昨今の地方財政の逼迫状況を鑑みれば、減免措置を廃することにより、消防サービスの水準低下がより一層懸念される。

消防機関は、災害防除活動時に消防無線を必要最低限使用していることから、利用料の徴収が電波有効利用のインセンティブに必ずしも繋がるとは思えず、消防機関が電波を利用することにより便益を受けるのは国民であり、事業者が電波を利用することにより便益を受けるのは事業者自らである。

電波を公物ととらえ経済的価値を勘案した使用料を徴収する考えについて、災害防除活動を行う消防機関には、電波を使用することによる経済価値は生じないといえる。

さらに、消防機関は、電波有効利用のために、多額の経費を要する無線のデジタル化に取り組んでいる中、新たな財政負担を強いることにより、デジタル化移行への遅れが懸念される。

このようなことからも、地方公共団体の取扱については、現行どおり特例措置を継続していただきたく、意見を提出します。

意 見 書

平成16年8月18日

総務省総合通信基盤局

電波部電波政策課あて

402-0053

山梨県都留市上谷二丁目 2-2-9

都留市消防本部

消防長 岩 村 善 吉

電話 [REDACTED]

消防無線の電波利用減免措置は、特に消防無線等は国民の生命、身体、財産の保護に係る高い公共性があることを重視して、地方公共団体等に財政的な負担を課すことより、住民にとって不可欠な行政サービスの水準が結果として低下することを避ける観点から設けられたものである。

消防機関は、災害防除活動時に消防無線を必要最低限使用していることから、利用料の徴収が電波有効利用のインセンティブに必ずしも繋がるとは思えず、消防機関が電波を利用することにより便益を受けるのは国民であり、事業者が電波を利用する事により便益を受けるのは利用者自らである。

さらに消防機関は、電波有効利用のために、多額の経費を要する無線のデジタル化に取り組んでいる中、新たな財政負担を強いることにより、デジタル化移行への遅れが懸念される。

このようなことからも、地方公共団体等の取り扱いについては、現行どおり特例措置を継続していただきたく、意見を提出します。

様式 1

意 見 書

所消指第 5 号

平成 16 年 8 月 19 日

総務省総合通信基盤局

電波部電波政策課 御中

359-1118

埼玉県所沢市けやき台 1-13-11

所沢市消防本部 消防長 森田 勝治

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書（案）」に関し、
別紙のとおり意見を提出します。

別 紙

消防救急無線については、国民の身体、生命、財産を守る為に必要不可欠な無線設備であり、非営利目的の無線利用である点と長引く不況により未だ財政事情が厳しく、その中で今後消防救急無線のデジタル化移行に伴う大きな整備負担が生じることとなる状況であり、さらに電波利用料を課されることは、より一層財政を圧迫することとなりますので、現行どおり減免措置の継続を要望するものです。